

決 定

東京都調布市国領町

原告 m r k o n o

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告 国

代表者法務大臣 森 山 眞 弓

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 原告の申立ての理由は、別紙「追加判決の申立」と題する書面記載のとおりである。



2 判決に脱漏があるとして追加判決を求める申立てがあった場合の措置については、その申立ては裁判所の職権発動を促すにすぎないものであるが、裁判所は期日を指定して口頭弁論を開き、その弁論に基づいて終局判決をすべきであるという見解もある。

しかし、判決に脱漏がないことが明らかである場合には、当該訴訟は既に完結して終了しているのであるから、更にその訴訟について口頭弁論を実施する余地もないと解するのが相当であり、また、脱漏の存否について何らかの判断が示され、これについて当事者からの不服申立ての方法が講じられているのであれば、当事者の利益を損なうことにもならないというべきである。

3 そこで、原告の申立てに係る「赤根検事に宛てた内容証明郵便3通を送るのに要した費用金3930円」及び「謝罪文1通」について、判断がなされているか否かについて検討する。記録に基づいて検討するに、上記2点は、被告に不法行

為が成立することを前提として、その損害につき、損害賠償の一部及び回復処分として請求されているものと解されるところ、判決の理由欄の一において、不法行為が成立しないことが判断され、判決の理由欄の二において、その結果原告の本訴請求はその余の点について判断するまでもなく理由がないとされているのであるから、結局、上記2点は判断されており、判決に脱漏はなかったものというべきである。

- 4 そうすると、原告の本件申立ては不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成13年7月30日

東京地方裁判所民事第17部

裁 判 官 草 野 真 人

これは正本である。

平成13年7月30日

東京地方裁判所民事第17部

裁判所書記官

植

垣

有

紀

